



発行
東京都

目次

告示

- 平成六年東京都告示第三百四十七号（東京都土地
区画整理事業助成規程）の一部改正……………
…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
 - 市街地再開発組合の設立認可……………
…（都市整備局市街地整備部再開発課）…
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……………（同）…
 - 建築基準法による意見の聴取……………
…（都市整備局市街地建築部調整課）…
 - 建築基準法による道路の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
 - 公有水面埋立ての免許出願……………
…（港湾局離島港湾部管理課）…
 - 開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 公 告
- 東京都告示第六百三十一号
- 東京都土地区画整理事業助成規程（平成六年東京都告示
第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

第四条第一項中「のうち電線共同溝（電線共同溝の整備
等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条
第三項に規定する電線共同溝をいう。）の整備に関するも
の」を削る。

附 則

この告示は、令和六年五月二十日から施行する。

●東京都告示第六百三十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条
第一項の規定に基づき囲町西地区市街地再開発組合の設立
を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次の
ように告示する。

令和六年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
 囲町西地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
 令和六年五月十五日から令和十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
 中野区中野四丁目地内
- 四 事務所の所在地
 中野区中野四丁目二十番四号
- 五 設立認可の年月日
 令和六年五月十五日
- 六 事業年度
 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報
に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

令和六年六月十三日

●東京都告示第六百三十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき春日・後楽園駅前地区市街地再開
発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第
二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

令和六年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
 平成二十四年三月十五日から令和六年十二月三十一日
 まで
- 三 施行地区
 文京区小石川一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 文京区小石川二丁目一番二号 ユニオン小石川第一ビ
 ル
- 五 変更の内容
 平成二十四年三月十五日
 事業施行期間を令和七年十二月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年五月十五日

●東京都告示第六百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和六年五月二十三日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 港区三田一丁目四番八十号
所氏名 三田小山町西地区市街地再開発組合
建築敷地 港区三田一丁目千四番地
地域地区 第二種住居地域、近隣商業地域、防火地域、高度利用地区及び三田小山町地区地区計画等

申 請 の 概 要

工事種別 新築
及び用途 共同住宅、事務所、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車庫、自転車駐車場及び診療所

敷地面積 約一〇、九六四平方メートル

建築面積 約五、六八七平方メートル

延べ面積 約一〇七、三〇五平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上四十二階地下一階

高さ 一六四・三七メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

(二)

建築主住 港区三田一丁目四番八十号
所氏名 三田小山町西地区市街地再開発組合

建築敷地 港区三田一丁目千五番地

地域地区 第二種住居地域、防火地域、高度利用地区及び三田小山町地区地区計画等

申 請 の 概 要

工事種別 新築
及び用途 共同住宅、物品販売業を営む店舗、飲食店、保育所、自動車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約九、四七四平方メートル

建築面積 約五、一一五平方メートル

延べ面積 約七〇、八〇七平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上三十一階地下一階

高さ 一二〇・七五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第六百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和六年四月十日 延長
第一項第四号 字野辺字川原 一九九・〇〇
の規定による 千二百五十五 幅員
道路 番六十六及び 六・〇〇
に同番九十五
及び同番百三
十二の各一部

●東京都告示第六百三十六号

利島港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）

第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の申請があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、利島港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和六年五月十五日

利島港港湾管理者 東京都 代表者 東京都知事 小 池 百合子 出願年月日 令和六年三月一日 出願人 東京都 所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 代表者 東京都知事 小池 百合子 代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号 埋立区域 位置 利島村前浜地先利島港港湾区域内公有水面 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域 ①の地点 基準点（北緯三四度三一分五三秒九七四四、東経一三九度一六分三四秒五〇五一）から三七度三一分三四秒、一二〇・六三三メートルの地点 ②の地点 ①の地点から一八七度五九分二六秒二〇・〇九九メートルの地点 ③の地点 ②の地点から九六度四〇分五一秒二・六五六メートルの地点 ④の地点 ③の地点から一八七度三八分三四秒一〇・〇六〇メートルの地点 ⑤の地点 ④の地点から一八五度五九分〇二秒四〇・一三五メートルの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から一八七度四一分三五秒八・三九六メートルの地点 ⑦の地点 ⑥の地点から二五一度〇三分五八秒一一・二八一メートルの地点		
⑧の地点 ⑦の地点から二七八度一〇分四一秒六六・九五三メートルの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から三五二度〇九分三八秒二・六〇七メートルの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から二六二度〇九分三八秒二・三二四メートルの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から三五二度二一分五二秒一六・一五一メートルの地点 ⑫の地点 ⑪の地点から五六度三三分四八秒一〇三・五三三メートルの地点 ⑬の地点 ⑫の地点から九八度三六分三四秒二・四一五メートルの地点 面積 四、三七六・六七平方メートル 四 埋立てに関する工事の施行区域 位置 利島村前浜地先利島港港湾区域内公有水面 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域 ①の地点 基準点（北緯三四度三一分五三秒九七四四、東経一三九度一六分三四秒五〇五一）から三四度三〇分二三秒、一六〇・四三九メートルの地点 ②の地点 ①の地点から一八七度五七分一七秒四七・六三六メートルの地点 ③の地点 ②の地点から一八八度〇二分一九秒一〇六・五五〇メートルの地点 ④の地点 ③の地点から二七八度一〇分五七秒九四・四三三メートルの地点 ⑤の地点 ④の地点から二六一度五七分五九秒三一・二八六メートルの地点		
⑥の地点 ⑤の地点から三五二度二一分五二秒五六・五二〇メートルの地点 ⑦の地点 ⑥の地点から五六度三五分〇九秒一六三・三一七メートルの地点 面積 一四、七五五・〇三平方メートル 五 埋立地の用途 港湾関連用地 六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先 利島村字東山十九号千三百五十一番二 利島村勤労福祉会館 七 縦覧期間 告示の日から起算して三週間 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和六年五月十五日 東京都多摩建築指導事務所長 茂 木 竜 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名 許可を受けた者の 調布市西つじヶ丘四丁目二十番五十五、同番六十七及び同番七十四 調布市西つじヶ丘三丁目三十三番地六 株式会社武蔵野不動産 代表取締役 石井 洋子 武蔵野市関前二丁目七百二十五番二 武蔵野市関前三丁目十番十二号メルヴェイユ一〇二		

東久留米市幸町三丁目千二百
十番及び千二百二十二番一

東久留米市幸町三丁目七番
八号

代表取締役 中村愛佑美

株式会社 MARRONI
E R

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号（代）
電話 〇三（五三二）一一一一

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一一（代）

郵便番号
101-0051